

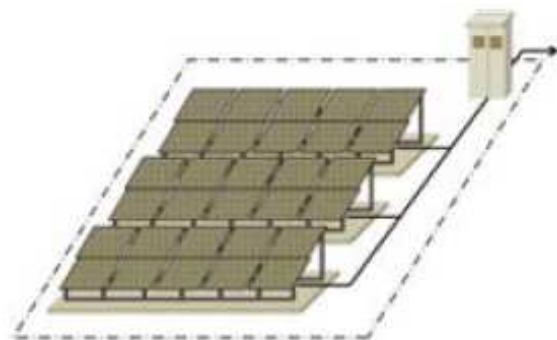
長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例の概要

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの有効活用として、太陽光発電の更なる導入を推進していく必要がありますが、太陽光発電の普及に伴い、設備の設置による様々な課題も生じています。そのため、本市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止や市民の生活環境の保全等、地域環境との調和を図るため、条例を制定しました。(令和3年4月1日施行)

条例に基づく手続について

長野市内で太陽光発電設備を設置する場合、隣接住民等への説明会や市への届出等の手続が必要です。

【対象】 定格出力の合計が**20キロワット以上**の太陽光発電設備を設置する事業(以下、特定事業という。)



適用範囲(第5条関係)

複数の20キロワット未満の設備を近接して設置する事業についても、設置者が同一の場合や親族関係にある場合等においては、一の事業とみなして、条例の規定を適用します。

対象外

建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する特定事業

1 事前協議(第6条関係)

次に掲げる区域で行う特定事業又は事業区域の面積が3,000㎡を超える特定事業を行おうとする場合、**事業着手の90日前までに**、事業計画について市と協議する必要があります。

- (1) 砂防指定地
- (2) 地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)
- (5) 保安林の区域
- (6) その他規則で定める区域(地すべり危険箇所、地すべり危険地、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土石流危険区域)

2 隣接住民等※1への説明(第7条関係)

事業着手の60日前までに、隣接住民等に対して次に掲げる説明事項に関する説明会を開催する必要があります。

- (1) 特定事業の趣旨及び事業計画の内容
- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 安全対策及び防災措置
- (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
- (5) 工事中の騒音及び振動の対策
- (6) 工事中の資材等の搬出入等の管理方法
- (7) 発電事業の終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
- (8) 市の意見書への対応(事前協議対象の特定事業に限る。)
- (9) その他市長が必要と認めるもの

※1 隣接住民等:事業区域の境界から**50メートル以内の区域**に土地又は家屋を所有する者及び居住者、農林水産業を営む者など生活環境の保全上の利害関係を有する者並びに事業区域に係る行政連絡区の代表者

3 隣接住民等との協議(第8、9条関係)

隣接住民等は説明会が行われた日から起算して10日を経過するまでの間に、意見書を提出することができます。意見書の提出があったときは、事業者は当該意見書を提出した隣接住民等と協議する必要があります。

4 特定事業の届出(第10条関係)

事業着手の30日前までに、事業計画書に説明会開催報告書等を添えて、市へ届出する必要があります。

5 完了報告(第12条関係)

設置工事が**完了した日から30日以内に**、市へ報告する必要があります。

手続にあたっての注意事項

太陽光発電設備を設置する事業を行うにあたり、事業者の責務※2を規定しています。設置後のトラブル回避や事業の安定的な運営のため、次の事項を十分に確認の上、手続を実施してください。

※2 事業者の責務は、届出対象とならない20キロワット未満の設備に関しても、適用されます。届出対象規模未満となる事業についても、次の事項を十分に確認した上で、事業を実施してください。

(1)関係法令の遵守

事業の実施に当たっては、関係法令を十分に確認し、必要な手続をとること。

(2)災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮

太陽光発電設備を設置する場所に応じて、配慮すべき事項を十分に確認の上、必要な対策を行うなど、周辺環境に配慮すること。

(3)隣接住民等との良好な関係に配慮

隣接住民等へは誠実な対応を行うとともに、十分な事前説明を行い、信頼関係の構築に努めること。

勧告、公表、国又は県への報告(第14～16条関係)

事業者が事前協議や届出を行わなかったり、虚偽の協議や届出を行ったりした場合に、市は勧告等を行うことができます。また、条例に違反した場合には、FIT法に基づく事業認定を受けることができなくなったり、認定を受けた後でも、認定を取り消されたりする場合がありますので、ご注意ください。

事業実施の流れ

